

除排雪事業に関するお知らせ

●今年度除排雪実施期間は

令和2年2月7日(金)～2月12日(水)

今年度の除排雪事業について

(1) 2地区2業者体制で実施します

今年度の除排雪事業は昨年と同様、北白石地区と北東白石地区のふたつに分けて、それぞれ別の業者が請け負って実施します。効率的な除排雪作業を行うため、二つの業者に別れて実施し、次年度への運営とコスト改善へ参考にします。

北白石地区業者 = (株)北陸運輸機工 14.2km
北東白石地区業者 = 有限会社第一ビル 13.6km

(2) 対象外道路(通学路・バス路)は昨年と同じです。

今年度もバス路線・通学路は町内会で除排雪は実施しませんのでご理解をお願いします(バス路・通学路は市土木センターの直轄除排雪道路です)。また、「市民助成トラック貸出制度」を活用して、市のダンプカーで排雪します。

(3) 今年も「歩道は除外」、損傷苦情は速やかに。

一昨年まで歩道の除排雪も実施してきましたが、歩道の損傷等の苦情が5月～6月に多く、実際に町内会の除排雪事業で発生したのか判断がつかない事例が多発しました。そのため、昨年からは歩道の除排雪は行なっていません。

また、苦情に対する処理は、除排雪業務終了の翌日から2ヶ月以内とします。その後は受付出来ませんのでご理解をお願いします。(昨年は、終了後の苦情はありませんでした。)

北郷東町内会会長 鼻野木 辰則
除排雪実行委員会委員長 川端 悦郎

苦情・意見の窓口は町内会事務局まで

☎011-875-2952

町内会除排雪道路及び対象外道路の区分地図

町内会の除排雪対象道路は生活道路のみです。幹線道路・バス道路・通学路は対象外(下記の太塗道路)となります。ご協力お願いします。



●除排雪作業基準

道路幅員	4.0m以上8.0m未満が対象(生活道路)
排雪幅	機械施工で実施可能な排雪幅(最大6.0m程度)
残雪厚	タイヤシャベルで削れる能力の限界
歩道	歩道部分は除排雪から除外
苦情対応	作業後、2ヶ月以内

※気象条件や路上駐車などの状況によっては、残す厚さや排雪幅が変わることがあります。

除排雪実施に伴う注意事項



自宅敷地内の雪を道路に出さないで!!

●道路の雪の排雪を行うもので、個人や企業が処理すべき宅地内・屋根・駐車場などから出される雪は対象となりません。自宅敷地内の雪を道路へ出さないようお願いします。

×路上駐車は絶対禁止!

●除排雪作業中は路上駐車をやめましょう。作業中断、回避による残雪で地域の交通障害、緊急車両の妨害ともなります。



☆ごみは8時までに出しましょう。

収集作業は8:00から始まります。出し遅れた場合次回にお願いします。